

第3回ユースフューチャーカップ鉾田  
JMSCA スポーツクライミング競技規則 適用変更内容一覧

該当条項	変更内容および注意
第67条第1項	<p>(変更)</p> <p>本競技会は、次の各号に定めるラウンドで構成する。</p> <p>(1) カテゴリーごとに8ボルダーで実施する。なお、ボルダー番号は難易度の順に、最も低いものを1とし、最も高いものを8とする。</p> <p>(2) 決勝は行わない。</p>
第70条	※適用せず
第71条	※適用せず
第72条	※適用せず
第73条	※適用せず
第74条	※適用せず
第75条	※適用せず
第76条	※適用せず
第77条第1項	<p>(変更)</p> <p>選手は自分が属するカテゴリーに割り当てられた8つのボルダーのうち、自分が希望する順に各ボルダーでアテンプトを行うことができる。ボルダーでのアテンプト前に、当該ボルダーを担当する審判員にスコアカードを提出し、指示に従いアテンプトを開始する。</p> <p>なお、選手は自らのアテンプトが終了、失敗した場合、あるいは第89条第2項第2号および第3号に定めるアテンプト加算行為を1回行った場合に、次の選手に交代するものとする。</p>
第77条 第2項～第4項	※適用せず
第78条	※適用せず
第79条	※適用せず

<p>第80条第1項</p>	<p>(変更)  <b>アテンプト・ピリオドは下表の最大競技時間のみで構成され、準備時間は設けない。</b></p> <table border="1" data-bbox="405 309 857 943"> <thead> <tr> <th>参加選手数 (四捨五入)</th> <th>競技時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10</td><td>55分</td></tr> <tr><td>20</td><td>60分</td></tr> <tr><td>30</td><td>65分</td></tr> <tr><td>40</td><td>70分</td></tr> <tr><td>50</td><td>75分</td></tr> <tr><td>60</td><td>80分</td></tr> <tr><td>70</td><td>85分</td></tr> <tr><td>80</td><td>90分</td></tr> <tr><td>90</td><td>95分</td></tr> </tbody> </table>	参加選手数 (四捨五入)	競技時間	10	55分	20	60分	30	65分	40	70分	50	75分	60	80分	70	85分	80	90分	90	95分
参加選手数 (四捨五入)	競技時間																				
10	55分																				
20	60分																				
30	65分																				
40	70分																				
50	75分																				
60	80分																				
70	85分																				
80	90分																				
90	95分																				
<p>第81条</p>	<p>(変更)  <b>選手は、各ボルダーにつき5アテンプトまでとするが、同一のボルダーで連続してアテンプトを行う必要はない。</b></p>																				
<p>第91条第1項</p>	<p>※適用せず</p>																				
<p>第91条第2項</p>	<p>(変更)  <b>1位および2位、3位に同着がある場合、当該選手の順位は次の各号に従って決定する。</b></p> <p>(1) 1回目のアテンプトで完登したボルダー数を比較し、その降順とする。なお同着の場合は、アテンプト回数を増やし、各回数で完登したボルダー数を比較する。</p> <p>(2) 前号を適用後、なお同着の場合は、1回目のアテンプトでゾーンを獲得したボルダー数を比較し、その降順とする。なお同着の場合は、アテンプト回数を増やし、各回数でゾーンを獲得したボルダー数を比較する。</p>																				
<p>第91条第3項</p>	<p><b>前項を適用後、なお同着の場合は、当該選手の順位は等しいものとする。</b></p>																				
<p>第92条</p>	<p>※適用せず</p>																				
<p>第94条第1項</p>	<p>(変更)  <b>選手または審判員は、テクニカル・インシデントが発生したと判断するに足り得る理由がある場合、主任審判員にただちに届け出なければならない。</b></p>																				

<p>第95条 第1項～第2項</p>	<p>(変更)</p> <p>選手が当該ボルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められる抗議は、<b>当該選手の属するカテゴリーの競技時間終了前までに申し立てなければならない。</b></p> <p>また選手が当該ボルダーでの追加のアテンプトを行なうことが認められない抗議は、<b>当該選手の属するカテゴリーの競技時間終了後5分以内に申し立てるものとする。</b></p> <p>公式成績に対する抗議は集計に関するもの（スコアカードに記されたものと発表された公式成績に相違があるもの）のみ申し立てることができる。この場合、公式成績の発表から5分以内に申し立てるものとする。</p>
-------------------------	--